解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年十一月八日付けの鳥取県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十二月十三日

鳥取県境港市上道町三〇〇〇番地
境港市境港西工業団地土地区画整理組合
代表清算人　松本　正

配当公告

三重県三重郡菰野町大字榊八二八番地の一
破産者　有限会社榊トランスポート
右の者に対する津地方裁判所四日市支部平成二十四年（フ）第二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二六一、五六八、三二〇円
一、配当することのできる金額
金一六、六〇〇、八三五円

平成二十四年十二月十三日

三重県四日市市浜田町六番一一号サムティ四日市ビル七階　破産管財人　杉岡　治

配当公告

香川県さぬき市多和助光西一七番地一
破産者　株式会社山本建設
右の者に対する高松地方裁判所平成十九年（フ）第四一三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金二三三、三一七、六七一円
一、配当することのできる金額
金五二、二六三、七二一円

平成二十四年十二月十三日

香川県高松市寿町二丁目二番一〇号高松寿町プライムビル五階　アローズ法律事務所
破産管財人　藤本　邦人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道北見市若葉六丁目二番、最後の住所北海道北見市美山町四七番地三四
被相続人　亡　川口　里廣
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十三日

事務所北海道北見市北四条東一丁目一一番地双進ビル六階　横田大樹法律事務所
相続財産管理人　弁護士　横田　大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市西区西町北九丁目二二番地、最後の住所札幌市西区西町北九丁目四番一号
被相続人　亡　水上　恒一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十三日

事務所札幌市手稲区手稲本町二条四丁目八番二四号キテネビルA棟二階　弁護士法人誠信法律事務所手稲支所
相続財産管理人　弁護士　井本　雅之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県勝浦市浜勝浦四二七番地、最後の住所千葉県勝浦市墨名三四七番地三〇
被相続人　亡　塩田　眞次
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十三日

事務所千葉県長生郡一宮町一宮三〇九三―四　大協商事ビル三階
相続財産管理人　弁護士　松本　知世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県鎌ケ谷市右京塚一〇番、最後の住所千葉県鎌ケ谷市右京塚一〇番四七号
被相続人　亡　秋元　孝治
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十三日

千葉県松戸市松戸一三〇七―一　松戸ビル一四階　弁護士法人瑞慶山総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　内藤裕二郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区西ケ原四丁目六番地六、最後の住所千葉県東金市薄島六四番地二
被相続人　亡　鈴木伸治郎
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十三日

事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号　千葉中央ビル四階　法律事務所シリウス
相続財産管理人　弁護士　濟木　昭宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区太子堂四丁目四五九番地、最後の住所東京都世田谷区太子堂四丁目三〇番一二号　被相続人　亡　髙木　久子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十三日

事務所東京都杉並区松庵一丁目二番二九号　宮嶋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮嶋　英世

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区王子五丁目二番、最後の住所東京都北区豊島五丁目六番一〇―三〇五号
被相続人　亡　長瀬　德男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十三日

東京都新宿区左門町一三番地一号四谷弁護士ビル四〇七号
相続財産管理人　弁護士　赤松　俊武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区若林二丁目五二七番地、最後の住所東京都世田谷区世田谷一丁目三〇番一一号グリーンビル五〇一
被相続人　亡　高橋　康範
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十三日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮村　啓太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区大杉一丁目九二二番地、最後の住所東京都江戸川区大杉四丁目九番一三号ヌーベル大杉三〇一
被相続人　亡　倉石　芳紀
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月十三日

東京都千代田区紀尾井町三番三三号プリンス通ビル六階保田法律特許事務所
相続財産管理人　弁護士　保田眞紀子

第38期決算公告

平成24年12月13日
東京都新宿区西新宿二丁目7番1号小田急第一生命ビル6階
サンダインアジア・ジャパン株式会社
代表取締役　大塚　秀雄

貸借対照表の要旨　（平成23年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,823,492	流動負債	1,083,585
固定資産	54,387	（役員賞与引当金）	(2,772)
		（有給買取引当金）	(10,187)
		固定負債	49,674
		退職給付引当金	49,674
		株主資本	744,619
		資本金	70,000
		利益剰余金	1,607,159
		利益準備金	17,500
		その他利益剰余金	1,589,659
		（うち当期純利益）	(515,051)
		自己株式	△932,539
資産合計	1,877,880	負債・純資産合計	1,877,880